

東京都 青少年健全育成条例 改正案について

⑥

日本図書館協会（以下、日図協）は3月17日、東京都知事が都議会に提出した「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」（以下、「条例案」）は、「都民の有する表現の自由と知る権利を侵害することが懸念されるので、「今会期内に採決を急ぐことなく、ひろく都民および言論、出版はじめ関係団体の意見を聴取

し、慎重にご審議下さい」とする要請書を都知事と都議会議長に提出した。

条例改正案は、インターネット規制と有害図書（都条例では「不健全図書」という）規制からなるが、要請は有害図書規制について行った。

【条例改正案のポイント（1）規制対象を拡大】

条例改正案は、まず、「青少年の健全な育成」という考え方を拡大し、「青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害」する図書類や映画を新たに規制対象とした。具体的には、

- 「青少年性的視覚描写物」（17歳までの男女をみだりに——必然性無く——性的対象として肯定的に描写したもの）を規制対象に新設。

○現行3基準（性的感情を……等、本誌p29 枠内参照）では規制できない「児童ポルノ」を規制対象に新設し、「非実在青少年」（架空のキャラクター）を描く創作物も規制対象に含めた。現行「児童買春・児童ポルノ禁止法」が禁じない創作物規制は、同法改正の国会論議の争点になっており、自公両党改正案は「検討する」とし、民主党改正案は記述していない。

また現行「児童買春・児童ポルノ禁止法」は禁じない単純所持（売買や貸し借りではなく所有するだけ）を規制対象とする。罰則規定はない。国会での自公両党改正案と同様である。民主党改正案は購入や反復入手の規制に言及している。

【ポイント（2）都民・親の「努め」、都の「責務」を強調】

「児童ポルノの根絶に向けた気運の醸成及び環境の整備」（第3章の3）を新設し、都民、親に対しては、「都民は、都が実施する児童ポルノの根絶に関する施策に協力するように努めるものとする。」「都民は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、青少年性的視覚描写物が青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれを閲覧又は観覧することのないように努めるものとする。」などと強調した。

また、「都は、青少年性的視覚描写物をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、……環境の整備に努める責務を有する。」と強調した。

【ポイント（3）都が保護者を「調査」も】

現行条例は都民に対しては一般的に協力を求めるに止めているが、条例改正案は、児童ポルノに該当しない「準」児童ポルノや不健全図書を青少年に提供した保護者を調査し、指導、助言できるとした（18条の六の五）。

日図協の要請の理由と関係条文

要請書は要請の理由として6項を述べている。改正案の関係条文（抜粋）をご参

照いただきたい。

一. 条例案は、「児童ポルノの根絶に向けた気運の醸成及び環境の整備」を掲げていますが、既に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（以下、「児童ポルノ禁止法」という。）に基づく規制が行われており、屋上屋を重ねる過剰な規制となることが危惧されます。

二. いわゆる児童ポルノを規制する保護法益は、「児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資する」（平成 11 年 4 月 27 日、第 145 回国会法務委員会における同法案発議者、林芳正議員の趣旨説明）です。青少年の健全育成を目的として青少年の知る自由を制約する「東京都青少年の健全な育成に関する条例」は、いわゆる児童ポルノを規制することには馴染まないと懸念されます。

三. 児童ポルノ禁止法における「児童ポルノ」の規定が主観的かつ曖昧であることは平成 21 年 6 月 26 日の衆院法務委員会でも指摘されています。私たちは国会における論議、さらには国民的論議を注視する段階にあると考えます。

四. 条例案は、曖昧かつ広範な規定として論議されているいわゆる児童ポルノに該当しない「青少年を性的対象として扱う図書類」を「青少年性的視覚描写物」と名付け、その「まん延抑止」を東京都の「責務」とし、図書類の頒布を業とする事業者にとり「適切な措置をとる」義務を課しています。都民に対しては「青少年が容易にこれらを開覧又は観覧することのないように努める」として

います。このことは、青少年と性を扱う図書類一般を、公立図書館を含め社会から排除することになりかねず、深く危惧されます。

（児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた都の責務）

第 18 条の六の二 都は、児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。）を根絶すべきことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2 都は、青少年性的視覚描写物（第七条各号に該当する図書類又は映画等のうち当該図書類又は映画等において青少年が性的対象として扱われているもの及び第十八条の六の五第一項の図書類又は映画等をいう。以下同じ。）をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、青少年性的視覚描写物を青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように、そのまん延を抑止するための環境の整備に努める責務を有する。

（児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた都民等の責務）

第 18 条の六の四の 3 都民は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、青少年性的視覚描写物が青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれらを開覧又は観覧することのないように努めるものとする。

（青少年を性的対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務）

第 18 条の六の五 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法のみだりに性的対象として描写した図書類（児童ポルノに該当するものを除く。）又は映画等において青少年が性的対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを開覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

五. 条例案は、都民に対し「児童ポルノをみだりに所持しない責務」を定めています（第 18 条の 6 の 4）。これは単純所持を規制するものであり、現行の児童ポルノ禁止法が過剰な規制を抑制するために採用していない規制であって、条例案から削除されるべき規定です。

第 18 条の六の四 何人も、児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する。

条例案には、「非実在青少年」として、コミックなど創作物も不健全図書として規制できるとしています（第7条の2ほか）。これは先に引用した児童ポルノ禁止法の保護法益とは無縁な規制であり、現行の児童ポルノ禁止法が過剰な規制を抑制するために採用していない規制であって、条例案から削除されるべき規定です。

第7条（図書類等の販売等及び興行の自主規制）の二 年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの（以下「非実在青少年」という。）を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交類似行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法のみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

六、条例案は、「青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく阻害するおそれ」（第7条の2ほか）を不健全図書の指定基準に新設しています。

子どもの性に対する判断能力の形成は、親が一義的に責任をもつものであって、行政や警察ではありません。「子どもの権利条約」第18条の1「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。」を尊重し、当該基準は削除されるべきです。

第8条（不健全な図書類等の指定）の二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号に該当するものうち、強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したもので、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく阻害するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

目に付く過激な表現

条例改正案は、第28期東京都青少年問題協議会（以下、都青協）の答申を法令化

したものである。答申素案へのパブリックコメントでは反対多数だったが答申には反映されなかった。改正案には、「まん延」「根絶」はじめ、法令に相応しくないファナティックな言葉や表現が目につく。なぜなのか、感想を述べる。

有害図書「まん延」を説明できない

第28期都青協はほぼ1年間に、11回の専門部会（会議は非公開）で審議した。部会は14人の学識経験者で構成されるが、ネットで公開されている記録からは、答申を構成する基本路線に反対の委員はいない。参考人として意見を述べた鈴木富夫・出版倫理協議会議長は改正が必要な状況はないと述べた。「最近のことを申し上げれば、以前に比べればすごく良くなってきている。状態としては非常に落ち着いてきているというふうに思います。幾つか理由はあります。書店あるいはコンビニでの区分陳列が、多分、他の道府県に比べまして東京都が一番きちんできていて……日本雑誌協会に加盟しているのは96社ですが、市場に出ている雑誌の大体8割5分ぐらいは加盟していると思います。そこでは、いわゆる子ども

現行の東京都の有害図書規制の仕組み

東京都青少年健全育成条例は「著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、「青少年の健全な人格形成に対して有害」とみなされる図書類を青少年に頒布することを次の2方法で規制する。

①知事の「不健全図書」指定

生活文化局青少年課の職員が、都内の一般書店やコンビニなどから図書、雑誌類約100冊を毎月購入し、有害図書（都条例では「不健全図書」）の指定候補図書を選定。出版、取次、販売業界からなる自主規制団体（出版倫理協議会と出版倫理懇話会）から意見を聴取。その後、青少年健全育成審議会が審議・答申して知事が指定を決定する。

指定は東京都公報に掲載し、発行者と書店等にハガキで周知する。過去3年の指定数は28、39、35件。書店等は青少年が閲覧できないように包装して、一般の図書と区分して陳列する義務を負い、履行状況は職員毎月、立入調査する。違反への罰則規定はあるが、これまで処罰事例はないもよう（2009年6月25日、東京都青少年問題協議会議事録）。

②出版社の自主規制

出版社自らが、上記の不健全図書指定基準に照らして頒布を自主規制している。小口止めや包装をして、「18禁」「成年コミック」など共通のマークをつけ（表示図書類という）、書店等の区分陳列などの便を図る。

を被写体あるいは絵にした、児童ポルノに該当するかもしれない、あるいは、子どもをそういう写真集その他にするとすることは、ほぼ加盟社では一切ないんです。ひと頃ですと、毎月指定になるのが10誌前後というのがずっとあったんですけども、今は3誌か4誌です。」(6月25日、第7回専門部会)。この鈴木議長の説明は都の担当者によって「少数派の社により、現実には市場に出回っていて、実際にこれを、自主規制団体として指導監督することは不可能であるといったお話」(7月9日、第8回)とまとめられるが、「まん延」などといえないことは自明である。

表現物が犯罪等の原因と証明できない

前田雅英・都青協部会長は「児童ポルノみたいなものがあるから幼児に対する虐待的なものが増えるのか、増えないのか、データが有るのか、無いのか、エビデンス(証明)を示せみたいな議論が必ずあるわけですね。……統計的に、こういうものがあるから増えたという立証は、データとしてはそんなに明確には無いんだということなんです」と発言し、委員が「説明とか調査データもそうなんです、極論を言うと、示す必要もないくらい当たり前、正論でガンと言っていい」(7月9日、第8回)と支えるが、「エビデンスの不在」は強引さに向かわせる不安要因であろう。

「家庭教育」を支配する意図?

改正教育基本法は第10条に家庭教育を新設し、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とした。規定新設の趣旨を小坂文部科学大臣は、「……家庭教育の自主性を尊重するということを明示的に規定しておるところ」「この条文というのは、個々の家庭における具体的な教育内容について規定いたしておりません。それはなすべきではない。このようなことを法律で新たに設けるといふ意志ではない」と抑制的に説明した。保護者の「努め」と都の「責務」の異様な強調の条文に、児童ポルノ規制の陰でパター

条例改正のこれまでの経過

- 2008.12.24 都知事が第28期東京都青少年問題協議会に、「小・中学生の閲覧に供する図書類における露骨な性表現、グラビア等における少女の下着姿等の扇情的な描写、コミック誌等における子どもの性的な姿態の描写等が蔓延していることも憂慮すべき社会問題となっています。これら焦眉の課題に対処するため、取り組むべき対策並びに『東京都青少年の健全な育成に関する条例』の在り方及び改正について」諮問した。
- 2009.11.24 都青協が答申素案。
11.26～12.10 答申素案へのパブリックコメント実施。1581件の意見が寄せられた。
- 2010.11.14 都青協が答申。
2.24 都知事が条例改正案を都議会に提出。会期末(3月末)までの成立を求めた。
3.15 ちばてつや、里中満智子、竹宮恵子などの漫画作家に書協代表、宮台真治、山口貴史(弁護士)らが加わって改正案に反対する記者会見。
3.19 都議会総務委員会で民主党、生活者ネットワークが継続審議を、共産党が改正案に反対を表明。自民党、公明党は改正案に賛成したが継続審議に合意。

ナリズムを以て行政が家庭教育を支配する意図を見るのは誤りだろうか。

おわりに

継続審議になった改正案は6月都議会で審議される。ネットには「東京都青少年健全育成条例改正問題まとめサイト」も設けられ、都が公表しない条例改正の新旧対照や各界からの反対意見もまとめられている。都知事側の密室性と速攻性が緩和され、成立のハードルは高くなった。一方、橋下大阪府知事は3月19日、創作物を含む性表現規制について実態調査の上で検討する意向を示し、問題は飛び火しそうである。

なお、東京都のこの問題を巡る状況については長岡義幸氏が『創』1月号に、児童ポルノと単純所持については佐々木央氏が本誌4月号に執筆されているのでご参照下さい。